

明治十五年三月三十一日 日刊(日曜日休刊) 第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

# 官 報

大蔵省印刷局発行

## 目 次

### 〔告 示〕

- 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定による建物及び適用開始日の指定に関する件(法務四五五(四五八))
- 日本国に帰化を許可する件(同四五九(四六一))
- 遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件(農林水産一〇六八)
- 北洋はえなわ・さし網漁業につき、その許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件(同一〇六九)
- 母船式底びき網等漁業につき、その許可又は起業の認可をする母船の総トン数別及び操業区域別の隻数、各母船と同一の船団に属する独航船舶の総トン数別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件(同一〇七〇)
- トッヴァル政府の発給した許可証を有する者以外の者が漁業を営むために船舶により立ち入ることを禁止する区域を定める件(同一〇七一)

- 遠洋かつお・まぐろ漁業及び母船式かつお・まぐろ漁業に係る操業に関する制限又は禁止の措置を定める件の一部を改正する件(同一〇七二)
- 保安林の指定をする件(同一〇七三(一〇七八))
- 中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件(通産二五七)
- 昭和三十二年運輸省告示第五十六号の一部を改正する件(運輸三一九)
- 自動車の保安装置の型式を認定した件(同三二〇)
- ホテル及び旅館を登録した件(同三二一、三二二)
- 船舶職員養成施設が廃止された件(同三二三)
- 地方郵政監察局地区郵政監察室を置き、その名称及び位置を定める件の一部を改正する件(郵政五四六)
- 風景入通信日付印を使用する等の件(同五四七)
- 小型記念通信日付印を使用する件(同五四八)
- 雇用保険法施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する業種等を定める件(労働五五)
- 土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件(建設二二八〇)
- 都市計画に関する件(同一二八一)
- 砂防法第二条の土地を指定する件(同一二八二)
- 奈良県ダム建設事業に関する事業実施方針の一部を変更した件(同一二八三)
- 八ツ場ダムの建設に関する基本計画を作成した件(同一二八四)

- 〔人事異動〕
  - 防衛庁 外務省 国税庁 郵政省 兵庫県
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 労働
  - 最低賃金の改正決定に関する公示(兵庫労働基準局最低賃金公示二)
  - 国家試験
  - 無線従事者国家試験施行(郵政省)
  - 〔公共企業体事項〕
  - 乗車券類委託販売規則の一部改正(国鉄公示四七)
- 〔公 告〕
  - 政府調達
  - 入札公告
  - 諸事項
    - 裁判所
      - 除権判決、破産関係
      - 公共企業体等
      - 福岡空港周辺整備債券償還、厚生年金、公認会計士等の登録及び登録抹消、司法書士名簿登録等関係
      - 地方公共団体
      - 区公債償還、違法駐車車両保管、職員の内職、教育職員免許状失効関係
      - 会社その他
      - 会社決算公告

## 告 示

- 法務省告示第四百五十五号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 併せて、同法附則第七条第一項の規定により次の土地の表示を告示する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百五十六号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百五十七号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百五十八号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百五十九号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百六十号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百六十一号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百六十二号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百六十三号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百六十四号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百六十五号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百六十六号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百六十七号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百六十八号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百六十九号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百七十号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百七十一号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百七十二号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百七十三号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百七十四号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百七十五号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百七十六号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百七十七号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百七十八号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百七十九号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百八十号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百八十一号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百八十二号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百八十三号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百八十四号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百八十五号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百八十六号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百八十七号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百八十八号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百八十九号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百九十号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百九十一号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百九十二号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百九十三号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百九十四号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百九十五号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百九十六号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百九十七号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百九十八号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第四百九十九号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾
- 法務省告示第五百号
  - 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十一号)附則第六条第一項の規定により次の建物及び適用開始日を指定する。
  - 昭和六十一年七月十日
  - 法務大臣 鈴木 省吾

2(3)中「夏期かんがい期(毎年4月26日から9月30日までの期間をいう。)」を「毎年4月26日から9月30日までの間において」に、「冬期かんがい期(毎年10月1日から翌年4月25日までの期間をいう。)」を「毎年10月1日から翌年4月25日までの間において」に、「最大毎秒1.04立方メートル」を「最大毎秒1.39立方メートル、及びこのほか別途手当される農業用水の合理化により行われるかんがい期における用水の確保(以下「別途手当」という。))と合わせて通年取水を可能とするため毎年9月26日から翌年5月31日までの間において最大毎秒0.35立方メートルに、「最大毎秒0.22立方メートル」を「最大毎秒0.179立方メートル」に、「最大毎秒0.91立方メートル」を「最大毎秒0.951立方メートル」に、「最大毎秒1.00立方メートル」を「別途手当と合わせて通年取水を可能とするため毎年9月26日から翌年5月31日までの間において最大毎秒0.65立方メートル」に改め、2(3)に次のように加える。

なお、奈良俣ダムの建設に併せて、群馬県が別途新設する奈良俣発電所において、標高800.0メートル以上の容量最大約85,000,000立方メートルを利用し、最大12,400キロワットの発電を行うこととなるので、水資源開発公団(以下「公団」という。))は、奈良俣ダムのうち発電に係る部分の事業の委託を受けて実施するよう措置するものとする。

2に次のように加える。

(4) その他 非洪水期におけるダムからの放流は、(2)に規定する流水の正常な機能の維持及び(3)に規定する新規利水のために放流を行うほか、越流頂(標高888.0メートル)より自然放流により行うことができるものとする。

3(1)中「約698億円」を「約1,220億円」に改める。

3(2)イ中「1,000分の325」を「1,000分の324」に、「水資源開発公団(以下「公団」という。))」を「公団」に改める。

3(2)ハ中「1,000分の558」を「1,000分の608」に、「1,000分の55」を「1,000分の107」に、「1,000分の19」を「1,000分の16」に、「1,000分の82」を「1,000分の85」に、「1,000分の216」を「1,000分の215」に、「1,000分の186」を「1,000分の185」に改める。

3(2)ニ中「1,000分の89」を「1,000分の37」に改める。

3(2)中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 発電に係る費用の額は、建設に要する費用の額に1,000分の3を乗じて得た額とし、群馬県において負担するものとする。

3(3)中「昭和63年度まで」を「昭和70年度まで。ただし、概成は昭和64年度」に改める。

〇製造部出稼機計十巨十回申

建設多田部々々返(昭和三十一年建設課十五号) 第四号案「取の取を」と、八ツ場ダムの建設に關する基本計画を作成したので、同条第五項の規定による次のとおり指示する。

昭和六十一年七月十日

建設大臣 江藤 隆策

1 建設の目的

(1) 洪水調節 八ツ場ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒3,900立方メートルのうち、毎秒2,400立方メートルの洪水調節を行う。

(2) 水道 群馬県に対し、別途手当される農業用水の合理化により行われるかんがい期における用水の確保(以下「別途手当」という。))と合わせて、新たに1日最大260,900立方メートル、藤岡市に対し、新たに1日最大21,600立方メートル、埼玉県に対し、別途手当と合わせて、新たに1日最大761,500立方メートル、東京都に対し、別途手当と合わせて、新たに1日最大499,300立方メートル、千葉県に対し、別途手当と合わせて、新たに1日最大126,100立方メートル、北千葉広域水道企業団に対し、新たに1日最大30,200立方メートル、印旛部市広域市町村圏事務組合に対し、新たに1日最大67,400立方メートル、茨城県に対し、新たに1日最大94,200立方メートルの水道用水の取水を可能ならしめる。

(3) 工業用水 群馬県に対し、別途手当と合わせて、新たに1日最大30,200立方メートル、千葉県に対し、新たに1日最大19,900立方メートルの工業用水の取水を可能ならしめる。

2 位置及び名称

(1) 位置 利根川水系吾妻川

右岸 群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山

左岸 群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字八ツ場

(2) 名称 八ツ場ダム

3 規模及び型式

(1) 規模 堤高(基礎地盤から堤頂までをいう。))131.0メートル

(2) 型式 重力式コンクリートダム

4 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項

(1) 貯留量

イ 総貯留量 最高水位は、標高583.0メートルとし、総貯留量は、107,500,000立方メートルとする。

ロ 有効貯留量 最低水位は、標高536.3メートルとし、有効貯留量は、総貯留量のうち標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの有効水深46.7メートルに対応する貯留量90,000,000立方メートルとする。

(2) 取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分

イ 洪水調節 洪水期(毎年7月1日から10月5日までの間をいう。以下同じ。))においては、洪水調節を行う場合を除き、水位を標高555.2メートル以下に制限するものとする。

洪水調節は、洪水期において標高583.0メートルから標高555.2メートルまでの容量最大65,000,000立方メートルを利用して行うものとする。なお、洪水調節は、非洪水期(毎年10月6日から翌年6月30日までの間をいう。以下同じ。))においても予備放流により行うことができるものとする。

ロ 水道 群馬県の水道用水として、渋川地点下流において、新たに1日最大88,100立方メートル及びこのほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年9月26日から翌年5月31日までの間において新たに1日最大172,800立方メートルの取水を、藤岡市の水道用水として、渋川地点下流において、新たに1日最大21,600立方メートルの取水を、埼玉県の水道用水として、利根大堰地点下流において、新たに1日最大

357,700立方メートル及びこのほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年10月1日から翌年4月10日までの間において新たに1日最大403,800立方メートル、毎年4月11日から4月15日までの間において新たに1日最大216,700立方メートルの取水を、東京都の水道用水として、利根大堰地点下流において、新たに1日最大451,000立方メートル及びこのほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年10月1日から翌年4月15日までの間において新たに1日最大48,300立方メートルの取水を、千葉県の水道用水として、栗橋地点下流において、新たに1日最大85,500立方メートル及びこのほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年10月1日から翌年3月31日までの間において新たに1日最大40,600立方メートルの取水を、北千葉広域水道企業団の水道用水として、栗橋地点下流において、新たに1日最大30,200立方メートルの取水を、印旛部市広域市町村圏事務組合の水道用水として、布川地点下流において、新たに1日最大67,400立方メートルの取水を、茨城県の水道用水として、栗橋地点下流において、新たに1日最大94,200立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

群馬県の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大1,313,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大4,022,000立方メートルとし、このほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするための貯留量として、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大265,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大7,004,000立方メートルとする。

藤岡市の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方



明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物に付録資料版(毎週水曜)

# 官報

財務省印刷局発行

## 目次

### (政 令)

- 環境省組織令の一部を改正する政令(三二二)
- 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令等の一部を改正する政令(三二三)
- 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令(三二四)
- 中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(三二五)
- 中小漁業融資保証法施行令等の一部を改正する政令(三二六)
- 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令等の整備に関する政令(三二七)
- 家内労働法第四条第二項及び第八条第一項の審議会を定める政令(三一八)
- 地域雇用開発促進法第五条第五項等の審議会を定める政令(三一九)
- 地方労働審議会令(三二〇)
- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令(三二一)
- 行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部の施行期日を定める政令(三二二)

○行政機関が行う政策の評価に関する法律第五条第四項の審議会等で政令で定めるものを定める政令(三二三)

### (府令・省令)

○北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する命令(内閣府・農林水産一八)

### (省 令)

- 保護司の選考に関する規則の一部を改正する省令(法務六九)
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令(農林水産一二八)
- 環境省組織規則の一部を改正する省令(環境二八)

### (規 則)

○司法試験法第四条第一項第四号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則の一部を改正する規則(司法試験管理委一)

### (告 示)

- 日本国に帰化を許可する件(法務四四〇、四四一)
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工食品についての登録認定機関及び登録外国認定機関を登録した件(農林水産一三二一)
- 船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件の一部を改正する件(国土交通一四六八)
- 浄化槽法施行令第三条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める額及び国土交通大臣が定める基準を定める件(一四六九)

○信号符字を点附した件(同一四七〇)  
○信号符字を取り消した件(同一四七一)

○船舶国籍証書は無効となった件(同一四七二)

○船舶国籍証書を無効とした件(同一四七三)

○船舶職員法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件(同一四七四)

○八ツ場ダム建設に関する基本計画の一部を変更した件(同一四七五)

○猪名川総合開発事業に関する基本計画の一部を変更した件(同一四七六)

○丹生ダム建設事業に関する事業実施方針の一部を変更した件(同一四七七)

○戸倉ダム建設事業に関する事業実施方針の一部を変更した件(同一四七八)

○紀の川大堰の建設に関する基本計画の一部を変更した件(同一四七九)

○保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を指定した件(同一四八〇)

○昭和六十年厚生省、建設省告示第一号及び第二号を廃止する件(国土交通・環境二)

○道路に関する件(九州地方整備局一三九)

### (国会事項)

### (人事異動)

内閣 厚生労働省

### (叙位・叙勲)

### (皇室事項)

### (官庁報告)

官庁事項

東北地方整備局公示(東北地方整備局)

### 労働

最低賃金の改正決定に関する公示(大阪労働局最低賃金公示三)

### 国家試験

水先人試験第一次試験の施行(国土交通省)  
水先人試験第二次試験の施行(同)

被災地あて救助用郵便物の料金免除(郵政事業庁)

### (資 料)

閣議決定等事項

### (公 告)

### 諸事項

官庁 特定非営利活動促進法第十条第二項関係

裁判所 相続、公示催告、失踪、除権判決、破産、免責、再生関係

地方公共団体 旅行者営業保証金の権利実行申立て、旅行者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当関係

会社その他

本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。

○国土交通省告示第千四百七十二号  
次の船舶国籍証書は無効となつたので、船舶法施行細則(明治三十二年通信省令第二十四号)第四十一条第二項の規定により告示する。  
平成十三年九月二十七日

国土交通大臣 林 寛子  
証書番号 証書の 船名 船名 船名  
日付 日付 日付

5605 6. 3. 2 123813 重福丸  
○国土交通省告示第千四百七十二号  
次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則(明治三十二年通信省令第二十四号)第四十一条第二項の規定により告示する。  
平成十三年九月二十七日

国土交通大臣 林 寛子  
証書番号 証書の 船名 船名 船名  
日付 日付 日付

5454 3. 6. 18 132094 第三十八ひめ丸  
5679 5. 12. 21 125691 第二小田丸  
5874 13. 5. 18 126438 第八十一進栄丸  
5875 13. 5. 18 129957 第八進栄丸  
5877 13. 5. 18 131497 第八十五進栄丸  
5878 13. 5. 18 132919 第八十七進栄丸  
6911 3. 9. 18 128347 第十一代丸  
7284 8. 6. 18 95002 第十一大平丸

○国土交通省告示第千四百七十四号  
船舶職員法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)第二条第二項第三号の水域を次のように指定する(平成十三年九月二十九日午前十一時から午後五時、同年九月三十日午前十一時から午後三時までの間に限る)。  
平成十三年九月二十七日

国土交通大臣 林 寛子  
水 域 所在地  
名洗港(名洗港南防波堤突端から三十度以内の引いた線及び陸岸により囲まれた水域) 千葉県銚子市

○国土交通省告示第千四百七十五号  
八ッ場ダムの建設に関する基本計画(昭和六十一年建設省告示第千二百八十四号)の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第四条第五項の規定により、告示する。  
平成十三年九月二十七日

国土交通大臣 林 寛子  
7中「昭和75年度」を「平成22年度」に改める。

○国土交通省告示第千四百七十六号  
猪名川総合開発事業に関する基本計画(平成三年建設省告示第千四百四十五号)の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第四条第五項の規定により、告示する。  
平成十三年九月二十七日

国土交通大臣 林 寛子  
7中「平成11年度」を「平成17年度」に改める。

○国土交通省告示第千四百七十七号  
水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第十九条第一項の規定により、丹生ダム建設事業に関する事業実施方針(平成六年建設省告示第千十七号)の一部を次のように変更したので、同項の規定により、その内容を公表する。  
平成十三年九月二十七日

国土交通大臣 林 寛子  
7(3)中「平成12年度」を「平成22年度」に改める。

○国土交通省告示第千四百七十八号  
水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第十九条第一項の規定により、戸倉ダム建設事業に関する事業実施方針(平成四年建設省告示第千二十七号)の一部を次のように変更したので、同項の規定により、その内容を公表する。  
平成十三年九月二十七日

国土交通大臣 林 寛子  
2(3)中「千葉県」を「北千葉広域水道企業団」に改める。  
2(2)中「千葉県」を「北千葉広域水道企業団」に改める。  
3(2)ロ中「千葉県」を「北千葉広域水道企業団」に改める。  
3(3)中「平成12年度」を「平成20年度」に改める。

○国土交通省告示第千四百七十九号  
紀の川大堰の建設に関する基本計画(昭和六十三年建設省告示第千四百四十五号)の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第四条第五項の規定により、告示する。  
平成十三年九月二十七日

国土交通大臣 林 寛子  
9(2)中「約700億円」を「約1,100億円」に改める。  
7中「昭和67年度」を「平成21年度」に改める。

○国土交通省告示第千四百八十号  
踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第三条第一項の規定に基づき、保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を平成十三年九月十四日付で次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。  
平成十三年九月二十七日

国土交通大臣 林 寛子  
1. 踏切道新線を設置する踏切道  
事業 業者 者 名 線 名 踏切道名称

秋父鉄道株式会社	秋父本線	持田No.23
四国旅客鉄道株式会社	予讃線	北山
"	"	下り松
"	"	出石線1
"	"	千丈川線1
"	"	永野市線1
"	"	石井線2
"	"	赤石線2
"	"	八幡
"	"	狩場
"	"	芦田2号
九州旅客鉄道株式会社	鹿兒島線	小松
"	"	石坪
"	"	備前線
"	"	狭迫
"	"	井手平
"	"	下目
"	"	瀬崎
"	"	廿拾
"	"	新方
"	"	峯
"	"	辻第一
"	"	坂石1号
"	"	平の前
"	"	池の上
"	"	池端
"	"	海岸通り
"	"	消防署第1
"	"	宮川
東原鉄道株式会社	筑豊線	東の洞
"	"	第237号
"	"	第241号
"	"	瀬井第4
くま川鉄道株式会社	湯前線	
2. 踏切警報時間制御装置を設置すべき踏切道	業者 者 名 線 名 踏切道名称	
東日本旅客鉄道株式会社	横浜線	大戸

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (省 令)

○総務省組織規則の一部を改正する省令(総務一〇〇)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一三三)

○視能訓練士法施行規則の一部を改正する省令(同一三八)

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(同一三九)

○特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令(経済産業・環境六)

○海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令(国土交通八八)

### (告 示)

○海上における射撃訓練を実施する件(防衛庁一七七(一八二))

○昭和五十五年防衛庁告示第五百五十五号の一部を改正する件(同一八三)

○平成十一年防衛庁告示第四十九号の一部を改正する件(同一八四)

○不動産登記法第五十一条ノ二第一項の規定による登記所の指定に関する件(法務四五五)

○不動産登記法第五十一条ノ三第二項の規定による登記所の指定に関する件(同四五六)

○電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第二条第一項の規定による登記所の指定に関する件(同四五七)

○日本国に帰化を許可する件(同四五八)

○児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(厚生労働三五)

○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同三五二)

○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同三五三)

○次世代育成支援対策推進法第二十条第一項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進センターを指定した件(同三五四)

○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件(同三五五)

○粗糖の平均輸入価格を定めた件(農林水産一七五八)

○砂糖の価格調整に関する法律第九条第一項第一号ハの規定に基づき、当該農林水産大臣の定める額を定めた件(同一七五九)

○異性化糖標準価格を定めた件(同一七六〇)

○異性化糖平均供給価格を定めた件(同一七六一)

○生糸の輸入に係る調整等に関する法律第十条第二項の規定に基づき、農林水産大臣が定める額を定めた件(同一七六二)

○平成十二年建設省告示第二千九号の一部を改正する件(国土交通一一六〇)

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件(同一一六一)

○大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令第二条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件(同一一六二)

○大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令第五条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が指定する区域を定める件の一部を改正する件(同一一六三)

○八ツ場ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件(同一一六四)

○宅地建物取引業法第六十九条第一項に基づく聴聞(関東地方整備局三〇二、三〇三)

(国会事項)

(人事異動)

内閣 内閣府 防衛庁 法務省 経済産業省

(官庁報告)

法 務

公証人任免(法務省)

労 働

争議行為の通知の公表について(厚生労働省)

### (資 料)

閣議決定等事項

### (公 告)

諸事項

### 官庁

建設業の営業の停止命令関係

### 裁判所

相続、破産、免責、特別清算、再生

### 関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、企業年金基金設立関係

地方公共団体

公債償還(東京都区)、教育職員免許状失効関係

会社その他

二 令第八十二条の六第二号に定めるところによること。ただし、上部構造が第四第二号イ及びロの規定に適合する場合にあっては、この限りでない。

三 上部構造の各階の層間変形角(第一号の地震力によって各階に生ずる層間変位の当該各階の高さに対する割合をいう。)が三分の一(上部構造の高さが十三メートル以下であり、かつ、軒の高さが九メートル以下である場合にあっては、二百分の一)以内であることを確かめること。

四 上部構造の最下階の床版又はこれに類するものが、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に免震層に伝えることができる剛性及び強度を有することを確かめること。

五 上部構造と当該建築物の下部構造及び周囲の構造物その他の物件との水平距離が、上部構造の部分ごとに、それぞれ免震層の地震応答変位に次の表に掲げる当該部分の周囲の使用状況に応じた距離を加えた数値以上であること及び免震層の風応答変位以上であることを確かめること。

周囲の使用状況	距離(単位:メートル)
(一) 通行の用に供する場合	〇・八
(二) に掲げる場合以外の人の通行がある場合	〇・二
(三) 及び(二)に掲げる場合以外の場合	〇・一

六 令第八十二条第四号の規定によること。

七 令第八十二条の五の規定によること。

四 下部構造について、次に定めることにより構造計算を行うこと。

一 地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで(地震に係る部分を除く。)に定めるところによること。

二 令第八十二条の六第二号に定めるところによること。ただし、下部構造が第三及び第四第三号の規定に適合している場合にあっては、この限りでない。

三 令第八十二条第四号に規定する地震力の二倍の地震力及び次の式によって計算した免震層に作用する地震力により下部構造の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる短期の応力度を令第八十二条第一号及び第二号の規定によって計算し、当該応力度が令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

$$Q_{iso} = \gamma \sqrt{(Q_h + Q_v)^2 + 2 \epsilon (Q_h + Q_v) Q_v + Q_v^2}$$

この式において、 $Q_{iso}$ 、 $\gamma$ 、 $Q_h$ 、 $Q_v$ 、 $\epsilon$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Qiso 免震層に作用する地震力(単位:キロニュートン)
- γ 前項第一号に規定するγの数値
- Qh, Qv 第二項第七号に規定するQh及びQvの数値(単位:キロニュートン)
- ε 第二項第八号に規定するεの数値(単位:キロニュートン)

四 令第八十二条第四号の規定によること。

五 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八号第一項に規定する土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物にあっては、令第八十号の三ただし書の場合を除き、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類に応じ、それぞれ平成十三年国土交通省告示第三百八十三号第二第二号イから八まで、第三第二号イ及びロ又は第四第二号イ及びロの規定によること。

○国土交通省告示第百六十一号  
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録をしたので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。  
平成十六年九月二十八日  
国土交通大臣 石原 伸晃

一 登録年月日 平成十六年九月十五日  
二 登録番号 (一)第〇〇二号  
三 登録講習機関の氏名又は名称 株式会社東京リーガルマインド  
四 住所 東京都港区愛宕二丁目五番一号  
五 講習業務を行う主たる事務所の所在地 東京都新宿区神楽坂二丁目十七番  
六 法人である場合の代表者の氏名 反町 勝夫  
○国土交通省告示第百六十二号  
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令(平成十二年政令第五百号)第二条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める方法を定める件(平成十三年国土交通省告示第百九十二号)の一部を次のように改正する。  
平成十六年九月二十八日  
国土交通大臣 石原 伸晃

○国土交通省告示第百六十三号  
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令(平成十二年政令第五百号)第五条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が指定する区域を定める件(平成十三年国土交通省告示第百九十二号)の一部を次のように改正する。  
平成十六年九月二十八日  
国土交通大臣 石原 伸晃

○国土交通省告示第百六十四号  
八ツ場ダムの建設に関する基本計画(昭和六十二年建設省告示第千二百八十四号)の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第四条第五項の規定により、告示する。  
平成十六年九月二十八日  
国土交通大臣 石原 伸晃

昭和四十六年建設省告示第百一十号第三の一の表(三)「項長期応力」を「平成十三年国土交通省告示第千二百八十三号第五の一の表(二)「項長期に生ずる力」に「ハ」のト工法、リバーササーキエーション工法又はアースドリル工法による場所打ちコンクリート工法」に改める。  
○国土交通省告示第百六十三号  
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令(平成十二年政令第五百号)第五条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が指定する区域を定める件(平成十三年国土交通省告示第百九十二号)の一部を次のように改正する。  
平成十六年九月二十八日  
国土交通大臣 石原 伸晃

1(3)中「19,900立方メートル」を「40,600立方メートル」に改め、1(3)を1(4)とし、1(2)中「260,900立方メートル」を「172,800立方メートル」に、「761,500立方メートル」を「857,100立方メートル」に、「67,400立方メートル」を「46,700立方メートル」に改め、1(2)を1(3)とし、1(1)の次に次のように加える。

(2) 流水の正常な機能の維持と増進を図る。  
4(2)中「19,900立方メートルの取水を」の次に、「布川地点下流において、新たに1日最大20,700立方メートルの取水を」を加え、「405,000立方メートル」を「827,000立方メートル」に、「1,050,000立方メートル」を「2,145,000立方メートル」に改め、「イ」に規定する洪水調節の次に「及びロ」に規定する流水の正常な機能の維持を加え、4(2)を4(3)とし、4(2)を4(3)とし、4(2)を4(3)に改め、4(2)の次に次のように加える。

「357,700立方メートル」を「57,900立方メートル」に、「毎年10月1日から翌年4月10日までの間において新たに1日最大403,800立方メートル」を「毎年10月1日から翌年3月31日までの間において新たに1日最大799,200立方メートル、毎年4月1日から4月10日までの間において新たに1日最大643,800立方メートル」に、「216,700立方メートル」を「320,000立方メートル」に、「67,400立方メートル」を「46,700立方メートル」に改め、「洪水期においてには最高555.2メートルから最高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大1,313,000立方メートル、非洪水期においては最高583.0メートルから最高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大4,022,000立方メートルとし、このほか」を「7,289,000立方メートル」を「1,180,000立方メートル」に、「18,895,000立方メートル」を「3,058,000立方メートル」に、「424,000立方メートル」を「6,533,000立方メートル」に、「15,098,000立方メートル」を「30,935,000立方メートル」に、「373,000立方メートル」を「951,000立方メートル」に、「3,560,000立方メートル」を「2,465,000立方メートル」に改め、「イ」に規定する洪水調節の次に「及びロ」に規定する流水の正常な機能の維持を加え、4(2)を4(3)に改め、4(2)の次に次のように加える。

国土交通大臣 石原 伸晃

国会事項

衆議院

辞令 (庶務部長) 衆議院参事 齊藤 正 国際部長参事三田村秀人海外出張不在中同部長事務代理を命ずる(九月二十三日)

人事異動

内閣

○総務大臣臨時代理 谷垣 禎一 総務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に総務大臣の職務を行う内閣大臣に指定する(九月十六日) 内閣府特命担当大臣 (在ウイーン) 国際機関日本政府代表部在勤) 特命全權大使 高須 幸雄 第四十八回国際原子力機関総会日本政府代表を命ずる 期間は平成十六年十月八日までとする(各通)

内閣府

○環境大臣臨時代理 小野 清子 環境大臣小池百合子海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う内閣大臣に指定する 特命全權大使 橋本 宏 同 猪又 忠徳 願に依り本官を免ずる(各通)(以上九月十七日) ○外務大臣臨時代理 細田 博之 外務大臣川口順子海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う内閣大臣に指定する

内閣府

○総務大臣臨時代理 谷垣 禎一 総務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に総務大臣の職務を行う内閣大臣としての指定を解く(九月二十一日) 兼官を免ずる(各通)(以上九月二十日) ○総務大臣臨時代理 渡邊 安一 兼官を免ずる(各通)(以上九月二十日) 内閣府 警視監 加地 正人 警察共済組合監事に任命する 同 佐藤 正夫 警察共済組合監事を免ずる(以上九月二十四日) 防衛庁 法務省 定年退職(九月二十六日) 横浜区検察庁副検事尾形敏夫は、検察庁法第十二条の規定により九月二十五日限り定年退職

内閣府

○定年退職 横浜区検察庁副検事尾形敏夫は、検察庁法第十二条の規定により九月二十五日限り定年退職

内閣府

○定年退職 横浜区検察庁副検事尾形敏夫は、検察庁法第十二条の規定により九月二十五日限り定年退職

官庁報告

法務

公証人任免 佐賀地方法務局所属公証人石井義明は願により公証人を免ぜられた(九月十六日)(法務省)

労働

争議行為の通知の公表について エア・ニッポン興業組合から、興業採用に関する要求について、平成16年9月29日以降、同組合の組合員が従事するエア・ニッポン株式会社全工場(北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、茨城県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、大阪府、鳥取県、島根県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県)において、争議行為を行う旨の通知があったので公表する。 平成16年9月28日 厚生労働大臣 坂口 力

資料

閣議決定等事項

九月二十四日(金) 一、平成十二年三宅島噴火による東京都三宅村の区域に係る災害により被害を受けた中小企業者等及び医療関係施設の開設者に対する災害融資に関する特別措置の適用期間の延長について(決定)(財務・厚生労働・経済産業省) 一、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針について(決定)(環境・文部科学省) 一、フィンランド共和国大統領タルヤ・カールリナ・ハロネン閣下及び同夫君の公式実務訪問賓客待遇について(了解)(外務省) 一、二千五年スベシヤルオリンピックス冬季世界大会の日本開催について(了解)(厚生労働省) ○国会提出案件 一、平成十五年度公正取引委員会年次報告書の国会送付について(決定)(公正取引委員会)

○流水の正常な機能の維持 流水の正常な機能の維持と増進を図るための貯留量は、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000立方メートルのうち最大1,313,000立方メートルとし、それ以外の期間においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量30,000,000立方メートルのうち最大4,022,000立方メートルとする。

9(中)「約2,110億円」や「約4,600億円」に改め、6(中)「1,000分の525」や「1,000分の546」に改め、9(中)「1,000分の41」や「1,000分の20」に「1,000分の22」や「1,000分の15」に「1,000分の7」や「1,000分の14」に改め、

○関東地方整備局告示第三三三号 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定に基づき聴聞を次のとおり行うこととしたので、同条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年九月二十八日 関東地方整備局長 渡辺 和足

一 期日 平成十六年十月五日 二 場所 埼玉県さいたま市中央区新都心二番地 一 さいたま新都心合同庁舎二号館会議室 三 被聴聞者 神奈川県藤沢市辻堂二丁目八番二四号 株式会社ユウワエンタープライズ 代表取締役 役 稲本 俊哲

○関東地方整備局告示第三三三号 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定に基づき聴聞を次のとおり行うこととしたので、同条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年九月二十八日 関東地方整備局長 渡辺 和足

一 期日 平成十六年十月五日 二 場所 埼玉県さいたま市中央区新都心二番地 一 さいたま新都心合同庁舎二号館会議室 三 被聴聞者 神奈川県藤沢市辻堂二丁目八番二四号 株式会社ユウワエンタープライズ 代表取締役 役 稲本 俊哲

○関東地方整備局告示第三三三号 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定に基づき聴聞を次のとおり行うこととしたので、同条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年九月二十八日 関東地方整備局長 渡辺 和足

一 期日 平成十六年十月五日 二 場所 埼玉県さいたま市中央区新都心二番地 一 さいたま新都心合同庁舎二号館会議室 三 被聴聞者 神奈川県藤沢市辻堂二丁目八番二四号 株式会社ユウワエンタープライズ 代表取締役 役 稲本 俊哲

○関東地方整備局告示第三三三号 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定に基づき聴聞を次のとおり行うこととしたので、同条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年九月二十八日 関東地方整備局長 渡辺 和足

一 期日 平成十六年十月五日 二 場所 埼玉県さいたま市中央区新都心二番地 一 さいたま新都心合同庁舎二号館会議室 三 被聴聞者 神奈川県藤沢市辻堂二丁目八番二四号 株式会社ユウワエンタープライズ 代表取締役 役 稲本 俊哲

○関東地方整備局告示第三三三号 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定に基づき聴聞を次のとおり行うこととしたので、同条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年九月二十八日 関東地方整備局長 渡辺 和足

一 期日 平成十六年十月五日 二 場所 埼玉県さいたま市中央区新都心二番地 一 さいたま新都心合同庁舎二号館会議室 三 被聴聞者 神奈川県藤沢市辻堂二丁目八番二四号 株式会社ユウワエンタープライズ 代表取締役 役 稲本 俊哲

○関東地方整備局告示第三三三号 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定に基づき聴聞を次のとおり行うこととしたので、同条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年九月二十八日 関東地方整備局長 渡辺 和足

一 期日 平成十六年十月五日 二 場所 埼玉県さいたま市中央区新都心二番地 一 さいたま新都心合同庁舎二号館会議室 三 被聴聞者 神奈川県藤沢市辻堂二丁目八番二四号 株式会社ユウワエンタープライズ 代表取締役 役 稲本 俊哲

○関東地方整備局告示第三三三号 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定に基づき聴聞を次のとおり行うこととしたので、同条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年九月二十八日 関東地方整備局長 渡辺 和足